

(福島県報第二千六百三十二号付録)

平成二十六年
九 月 中

福島県報

目 録

定 例
号 外
第二千六百二十一号から
第二千六百二十九号まで
第二十六号から
第四十号まで

規 則

	日 号外 ページ
四 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱 範囲を定める規則の一部を改正する規則	三 四三
五 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規 則	一六 三七
六 福島県行政組織規則の一部を改正する規則	一〇 四五
七 福島県事務委任規則の一部を改正する規則	一〇 三九
八 福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	一〇 三九
九 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	一〇 三九
一〇 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一 部を改正する規則	一〇 三九
一一 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	一〇 三九
一二 母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する 規則	一〇 四〇

訓 令

三 政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令	二四 四四
三 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を	

告 示

改正する訓令	三〇 四五
一四 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	三〇 三九
五六 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件	一 三六
五七 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	二 四〇
五八 同	二 四〇
五九 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があつ た件	二 四〇
六〇 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつ た件	二 四二
六一 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があつ た件	二 四二
六二 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	二 四二
六三 同	二 四二
六四 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件	二 四二
六五 道路の区域を変更する件	二 四二
六六 同	二 四二
六七 同	二 四三

五九	道路の供用を開始する件	二	四三	五二	保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件	一六	四三
五〇	同	二	四三	五三	道路の区域を変更する件	一六	四三
五三	土壤汚染対策法により要措置区域を指定する件	五	四六	五四	同	一六	四三
五三	計量器の定期検査を実施する件	五	四六	五五	同	一六	四三
五三	平成二十六年年度麦類原種の配付数量及び配付価格を定めた件	五	四七	五六	道路の供用を開始する件	一六	四四
五四	生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	九	四九	五七	同	一六	四四
五五	生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件	九	四九	五八	同	一六	四四
五六	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	九	四〇	五九	土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	一九	四六
五七	同	九	四〇	六〇	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	一九	四六
五六	公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更の許可の申請があった件	九	四〇	六一	地籍調査の成果について認証した件	一九	四六
五九	都市計画事業を認可した件	九	四二	六二	同	一九	四七
六〇	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	九	四二	六三	同	一九	四七
六一	生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	三	四三	六四	土地改良区の定款の変更を認可した件	一九	四七
六二	同	三	四三	六五	道路の区域を変更する件	一九	四七
六三	生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	三	四四	六六	同	一九	四七
六四	同	三	四四	六七	同	一九	四七
六五	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三	四四	六八	道路の供用を開始する件	一九	四六
六六	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三	四四	六九	県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程	二四	四二
六七	土地改良区の解散を認可した件	三	四四	七〇	公印を改刻しその使用を開始する件	二四	四三
六八	道路の区域を変更する件	三	四五	七一	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	二四	四三
六九	同	三	四五	七二	保安林の指定施業要件を変更する予定である件	二四	四三
七〇	同	三	四五	七三	救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二六	四五
七一	同	三	四六	七四	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二六	四五

福島県教育委員会

告 示

五 福島県指定重要文化財として指定する件

三〇

四〇

福島県選挙管理委員会

告 示

四 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

二

四五

三 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件

九

四三

二 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

三

四三

一 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があつた件

一九

四四

福島県監査委員

公 表

三 監査公表

三六

三八

一

二 同

三六

三八

六

福島県労働委員会

公 告

三 あつせん員候補者として委嘱した件

五

四七